

正倉院御物修繕還納目録解題

東 野 治 之

一、御物整理掛の設置と「明治宝庫」

近代における正倉院宝物の研究は、明治五年（一八七七）の町田久成、蛭川式胤らによる開封と調査に始まる。しかし宝物が今日見るような北倉・中倉・南倉という区分で整理され、北倉に東大寺献物帳所載の宝物が集中納置されたのは、明治二十五年から三十七年まで設置された正倉院御物整理掛による、整理、復元、修理を経てのことであった。その点、宝物の意義を再評価する上に果たした御物整理掛の役割は、まことに大きいと言わねばならない。

その間の経緯について、私は別稿を草して論じたことがあるが、簡単に言うなら、此の整理事業は、正倉院を天平の昔に復古することを目指したものであり、宝物の修理も徹底した復元修理を方針としていた。事業が未完に終わったとはいえ、其の大筋は達成され、結果として正倉院が、天皇中心の国家体制によって、千年以上古代のままに伝

えられてきたかのような効果をもたらすことになった。そのことは、整理掛の事業の成果を受けて刊行された豪華図録『東瀛珠光』の序文や構成から推定できる。

このような効果が当初からある程度期待されていたことは、整理事業が当初「明治宝庫」の設立とあわせて立案されたことから類推できよう。旧宮内省の公文書によると、明治二十五年三月十八日付けで、正倉院御物整理ならびに明治宝庫創設に関し決済が請われている。これが整理事業の端緒となったことは言うまでもないが、一方の明治宝庫とは、明治の王政復古によって平安遷都以来の例式や旧物が失われるのを憂い、天皇の御物中、永久に伝えるべきものを選んで保存し、皇子孫への範とすると共に、皇室博物館の基とするというものであった。この伺いでは正倉院御物の整理について、千有余年前の制度・文物をうかがうべき天下の至宝を保存していくという目的が述べられているだけで、特に国家主義的な主張が盛られているわけではなく、明治宝庫のことも遂に実現には至っていない。しかし御物整理事業が、

こうした全体構想の一部として建議されたものであったことは、その背景にある思想を考える上に看過できないであろう。

以上のような意義をもつ事業ではあるが、その実態は従来必ずしも明らかではなかった。ところが東京国立博物館に保管されてきた公文書の中に、御物整理の具体的内容に関わるものが相当数含まれていることが判明したのは幸いであった。私は館の客員研究員である関係で、その公開に先立つ整理に携わり、全面公開の後、その概要と主な内容を紹介したことがある。ただ、ここでは紙面の関係上、翻刻は不可能であり、またその準備もなかったため、将来の実行を約したのであったが、ここに本学学生諸君の協力を得て、事業の概要をうかがうことのできる三種の資料を公開することとなった。その各々について、左に簡単な解説を加えておく。

(一) 館資一〇五五

罨紙袋綴(仮綴)、全文墨書。版心に「宮内省」の文字がある。其紙の表紙に「正倉院御物修繕還納目録」と打付け書き。内題は「正倉院御物修繕還納目録」。全四十一丁、墨付二十九丁。

内容は、東京に移送して修理された宝物がはじめて奈良に還納された明治二十六年から、同二十六年の第七回還納まで、宝物一件ごとに

修理状況を記す。その内、注目すべき記事については、かつて拙稿に取り上げたことがある。なお、この目録の記載によれば、宝物の東京移送は計八回(明治二十五年十月、同二十六年十二月、同二十八年十一月、同三十年十一月、同三十二年十一月、同三十三年六月、同三十五年十一月、同三十六年十二月)に及んだ。

(二) 館資一〇五七

体裁等は(一)に同じ。全三十三丁、墨付同上。

内容は二つに分かれ、冊尾の八丁は明治三十七年に還納された第八回分の宝物について、修理状況を記した目録である。この目録の冒頭には、明治三十七年十一月八日付け、御物整理掛からの還納伺いが綴じこまれている。館資一〇五六も、これとほぼ同内容の目録であるが(表紙外題「正倉院御物修繕目録」、比較すると未精選の箇所が残り、草稿と考えられる。なお目録の末尾に、「烏毛立女屏風 六扇」以下、七点の宝物が「修繕着手中御物」として付載されているが、これらがいつ還納されたかは明らかでない。

館資一〇五七の前半一丁から二十五丁までは、東京に回送されながら未修繕のまま還納された宝物の目録である。この冒頭にも明治三十七年十一月八日付け、御物整理掛からの還納伺いが綴じ込まれている。記載は大きく三つに分かれ、

- 1、雑種の部(一〇一八八号) 各種染色品の残欠
- 2、衣服の部(一〇二二一号) 衣服等の残欠

3、各種宝物 第一回から八回の回送品と付載品

となっている。3の中には帳内品(のちの北倉納物)も含まれ、御物整理事業が廃された明治三十七年時点で未修理のままとなった重要な宝物の少なくなかったことが判る。事実それらは『東瀛珠光』に図版が載せられていない。また、帝室博物館に誤って移されていた正倉院宝物の残欠が取り寄せられたことが、かつて明らかにされているが、⁽⁵⁾3の末尾近くに見える「博物館ヨリ回付分」の残欠一括は、まさにこれに当たるものであろう。修復復元に用いられた残りがこうした形で保管されていたと見られる。

以上三つの目録に掲載された個々の宝物の比定には、なお問題も多く、比定の確実なものも現物と照応すれば解明される点が多々存するであろう。しかし、御物整理掛による修復復元作業の全貌は、これらによってほぼ窺うことができる。今後、一層の検討を期するとともに、本資料が広く正倉院研究に活用されることを願ってやまない。

注

(1) 東野治之「正倉院宝物の明治整理―正倉院御物整理掛の活動を中心に―」(大阪大学文学部日本史研究室編『古代中世の社会と国家』、清文堂出版、一九九八年)。

(2) 宮内庁書陵部蔵『什宝録』(登録番号四七九号) 明治二十五年第一号。

同日、内事課長股野琢から宮内大臣土方久元宛に決裁伺いが出され、六

月に勅許されている。これを受け同年八月二十九日付けで、正倉院御物整理掛長に皇太后宮大夫杉孫七郎、同掛に宮中顧問官税所篤、帝国博物館学芸委員黒川真頼、図書属稻生真履、皇太后宮属堀博が任命された。

その後九月二十四日には股野琢(当時文事秘書官)と宮内属近藤久敬も掛に任命されている。困みに同年十月、明治宝庫創設委員が置かれたがその顔ぶれは以下の通りであった。委員長宮内大臣土方久元、委員杉孫七郎(官職前掲)、宮中顧問官九鬼隆一、同 田中光顕、侍従西四辻公業、股野琢(官職前掲)。

(3) 同右。

(4) 注1に同じ。

(5) 同右。

(6) 奥村秀雄「東京国立博物館保管上代裂について(下)」(『MUSEUM』三九〇号、一九八三年)。

(付記)

客員研究員として関連資料の調査を許された東京国立博物館当局、特に資料部第一研究室長 安達直哉氏(現学芸部書蹟室長)や、『什宝録』の閲覧を許可された宮内庁当局、ならびにこの件でお世話いただいた元宮内庁書陵部員 西本昌弘氏(現関西大学文学部教授)に謝意を表すものである。